



災害時におけるソーラー発電設備による電力供給に関する協定書

匝瑳市（以下、甲という）と豊和村つくり協議会（以下、乙という）は、災害時における飯塚開畠地区に設置されているソーラー発電設備による電力の無償提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において上記の発電設備が設置されている地域を含む大規模停電が発生した場合、当該発電設備の電力を市民等へ無償提供するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請と応諾）

第2条 甲は、発電設備が設置されている地域を含む市域に大規模停電が発生した場合、乙に対して当該設備からの電力の無償提供を要請することができるものとし、特段の事情がない限り乙はこれに応じるものとする。

（用途）

第3条 乙は、甲の要請により当該発電設備において、市民等に対し、携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器、パソコン、及び家庭電器製品（消費電力が150W以下に限る）等の用に供する電力を無償で提供するものとする。

（電力の無償提供）

第4条 当該発電設備からの電力の無償提供は、以下のように行う。

- (1) 電力の無償提供は、当該発電設備が停電によって売電できない場合に限り、甲からの要請に基づき行う。ただし、発電事業者が自主的に行うことを妨げない。
- (2) 無償提供を行う発電設備については、甲の要請を踏まえて、乙と発電事業者が協議のうえ決定する。
- (3) 電力の無償提供は、当該発電設備からの売電が可能となった場合に終了する。ただし、発電事業者が自主的に継続することを妨げない。



(開放する発電設備の管理)

第5条 電力の提供開始と中止等の管理、及び開放時の当該設備の保守・保安管理については、乙の責任において行うものとし、発電事業者の同意を得たうえで第三者に委託することができる。

(損害の負担)

第6条 電力の無償提供に伴い、発電設備に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(設備の改修)

第7条 電力の無償提供に係る当該発電設備の改修等については、乙の責任と負担で行う。

(設備開放時の協力)

第8条 甲は、停電時における電力の無償提供が実施された場合、有効に活用されるよう必要な協力をを行う。

(連絡担当者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、連絡担当者届によりそれぞれ相手方に報告するものとする。変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲乙のいずれからも協定解消等の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。



この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年9月1日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ 7-9-3 番地2

匝瑳市

匝瑳市長 太田 安規



乙 千葉県匝瑳市飯塚 1037 番地1

豊和村つくり協議会

代表 高坂 勝

